

## 「クロヨン」再燃、遠のく公平

### 税金考(3)

2015/6/4 2:00 | 日本経済新聞 電子版

ドアを開けるとショパンの楽曲が流れてきた。東京都中央区の裏通りにあるエステサロン。しやれた欧州風の店内に通じる扉には「一般社団法人」とある。

#### ■「法人成り」過熱

なぜエステサロンを社団法人が経営しているのか。代表理事の森里沙さん(仮名)は「社団法人の方がお客さんのイメージも良いから」と屈託がない。

2008年の改革で営利目的の設立が可能になった一般社団法人。森さんは「意識していない」というが、全国で2万近くが設立された理由は税金にある。「所得税負担が重い自営業者や、相続税対策を考える高齢者が節税策として社団法人を次々に立ち上げている」(ある税理士)



間口の狭さは400年前の節税策の名残(京都市内)

所得税の最高税率が40%から45%に上がる一方、法人実効税率が30%を切りそうな時代。自営業者が節税策として法人をつくる「法人成り」の大ブームが起きている。法人になれば税率が低いうえ、車の購入費などの経費計上が容易だ。

自らの損得に合わせ自在に節税策を練る自営業者と比べ給与取りの会社員はやっぱり窮屈だ。

「これじゃあ、使えない」。都内のシンクタンクに勤めながらこっそり有力大で外交史を学ぶ山田太郎さん(仮名、32)が嘆いた。

大学教授になる夢への投資は計187万円。会社員にも税金を減らせる「特定支出控除」という仕組みがあるが、一定額を超えないと使えない。勤務先の承認書を税務署に提出する条件もある。「転職が身近な時代に会社の承認書が必要なんて」。山田さんはぼやく。

クロヨン。会社員は所得の9割を税当局に把握されているが自営業者は6割、農家は4割にすぎない。不公平を象徴する言葉として昭和40年代ごろに流行した。特定控除はこんな不満に配慮した制度だが厳しい条件が響き13年度の利用者はわずか1430人。源泉徴収の給与所得者4125万人の0.003%だ。

#### ■老若格差20万円

税の原則である課税の公平。昭和のクロヨンが再燃する一方、「平成のクロヨン」と呼ばれる

不公平も重い。

都内の清掃会社で働く渡明さん(仮名、30)の給与は額面で月約25万円。税金や家賃を払うとギリギリだ。一方、70歳代の同僚は同じ収入でも手取りは年20万円以上違う。年金受給者の税金を軽くする優遇があるからだ。「複雑な気分になる」と渡さん。この10年、高齢者と若者の税負担の公平を図る取り組みは止まったままだ。

昭和のクロヨンが問題だった50年前。高度成長期の会社員の給与は倍増した。自営業者との不公平も酒場のぼやきで終わった。低成長が当たり前の今はどうだろう。「将来が見えないから結婚したいと感じない」。渡さんは少し弱気だ。

税は歴史のかたちもかえる。京都・西陣にある老舗の呉服業富田屋。狭い間口の向こうには広大な空間が続いていた。主屋と離れ、蔵も3つある。なぜ、古い京都の家は間口が狭いのか。13代目の田中峰子社長(62)は「何でも豊臣秀吉の時代に間口の広さで税をかけた名残やと」。

身近な風景に溶け込んだ2つのクロヨン。もやもやとした不公平感を見過ごせば社会の活力を奪い、歴史もゆがんでいく。

---

**NIKKEI** Copyright © 2015 Nikkei Inc. All rights reserved.

本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は、日本経済新聞社またはその情報提供者に帰属します。また、本サービスに掲載の記事・写真等の無断複製・転載を禁じます。